平成23年度 第3回介護保険・障がい福祉専門部会会議録

| 会 議 名 | 平成23年度 第3回介護保険・障がい福祉専門部会 | | |
|-----------|---|------------|--|
| 開催日時 | 平成23年12月15日(木) 14時00分開会~16時00分閉会 | | |
| 開催場所 | 足立区役所 中央館 特別会議室 | | |
| 作成年月日 | 平成24年2月1日 | 作成介護保障 |)))))))) |
| 出席 状況 | 委員現在数 26名(出席委員数 22名、欠席委員数 4名) | | |
| | 和田敏明会長 | 奥野英子委員 | 酒井雅男委員 |
| | 安藤晴延委員(欠席) | 三浦勝之委員 | 斉藤敏子委員 |
| | 柏倉章夫委員 | 宇留野廣男委員 | 木舩善之助委員 |
| 委員名簿 | 近藤明委員(欠席) | 小川勉委員 | 村上光夫委員 |
| | 原木慶子委員 (欠席) | 福岡靖介委員 | 鈴木真理子委員 |
| | 細井和男委員 | 奥田隆博委員(欠席) | 原龍馬委員 |
| | 白石正輝委員 | 古性重則委員 | あかし幸子委員 |
| | 針谷みきお委員 | 鈴木あきら委員 | 丸山亮委員 |
| | 西野知之委員 | 三橋雄彦委員 | |
| 庁内関係部署 | 事務局:福祉部介護保険課 福祉管理課、高齢サービス課、福祉部副参事(介護サービス適正化)、障が い福祉課、障がい福祉センター、自立支援課、中部福祉事務所、福祉部副参事 (中部中地区担当)、福祉部副参事(中部東地区担当)、衛生管理課、足立保 健所保健予防課、足立保健所健康づくり課、社会福祉協議会 | | |
| 配 布 先 | 部会委員、庁内関係所管、区民の声相談課 | | |
| | 議題 | | |
| | | | |
| 会次第 | (1) 足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画策定に伴う | | |
| | 中間報告(案)について 【資料1】 | | |
| | 〈報告事項〉 | | |
| | (1) 第5期介護保険料に関する国等から新たに示された事項について | | |
| | 【資料2】 | | |
| | (2) 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(中間報告)の公 | | |
| | 聴会等の結果について 【資料3】 | | |
| | (3) 平成23年度 足立区介護保険事業実施状況(上半期)について | | |
| | 【資料4】 | | |
| | (4) 2 4時間対応の定期巡回・随時対応サービスモデル事業の実施に | | |
| | □ ついて□ (5)高齢者実態調査報⁴ | 生津について | 【資料 5 】 |
| | (0) 四個個大忠明且報 | 口目に フィ・ク | 【貝们①】 |

●平成23年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会 会議録

【和田部会長】

皆さん、こんにちは。

ただいまから、平成23年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会の議事を始めます。

本日の議題は、お手元の次第のとおりとなっています。皆様から活発なご意見、ご質問をいただいて実り多いものにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、審議事項1について審議いたします。その後、報告事項1から5までを一括して説明していただき、最後に針谷委員から、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間報告について修正意見が出されていますので、それを説明していただきたいと思います。

では、審議事項1の足立区障がい者計画及び足立区第3期障がい福祉計画策定に伴う中間報告(案)について、浅香障がい福祉課長より説明をお願いいたします。

(浅香障がい福祉課長 資料1、資料1-1、1-2説明)

【和田部会長】

ありがとうございました。

これから審議に入りますが、この専門部会の会議録などは区民に公開することになっています。記録の関係上、ご発言の前にお名前をお願いいたします。

まず、質問票が出ておりますので、鈴木委員、どうぞ。

【鈴木(真)委員】

すみません、お配りのしてある中で3点の質問でよろしいでしょうか。

【和田部会長】

はい。

【鈴木(真)委員】

まず初めに、短期入所、ショートステイについてなんですが、こちら、厚い資料(資料1-2)のほうの8ページと63ページにございます。

私たち会員の中に、短期入所を利用したくて申請はしているものの、お子さんの障がいの状態によっては、受け入れ側から断られるケースもあると聞いております。区としてどのようにお考えでしょうか。

また、2番目に、27ページ、2-5-16の既存施設利用型重心通所施設の設置の欄で、「中度レベルの医療的ケアを伴う」とありますが、「中度レベル」とはどの程度の医療的ケアと区のほうではお考えでしょうか。

また、3番目の質問なんですけれども、54ページの7-4-3番の「避難支援が必要な災害時要援護者の把握及び避難支援プラン作成の推進」の欄で、今年度更新の年と書類のほうが届いておりますが、前回、平成20年度に実施した際にどれだけの方が登録し、また、提出された方で避難支援者名を記載されていた方は全体のどれくらいの割合だったのか、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【和田部会長】

はい、わかりました。それでは、回答お願いします。

【浅香障がい福祉課長】

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、1番のショートステイについては、「ショートステイを利用したくても断られてしまうことがある」事は、区でもある程度把握しております。ただ、この状況が、施設に空きがないのか、個々の状況なのか、いろいろあると思いますので、少しお時間をいただきまして実態を把握させていただきたいと思います。

続きまして、2番の既存施設利用型重心通所施設についてございますが、「中度レベル」とは、いわゆる重度ではなく、北療育センターに入る程度でない、例えば、たんの吸引や胃ろうを想定しています。

この既存施設利用型重心通所施設については、東京都からも実施してほしいと言われ、 区としても重要であるということを認識しております。現時点では、具体的には決めて いませんが、今後進めたいと考えております。進めるに当たりましては、実施する法人 を見つけて、どの程度出来るか法人と話し合いを進めていきたいと思います。

最後に、3番目の避難支援の関係ですが、20年度の避難支援は2万5,000人に送付しており、7,500人が登録をしております。こちらの避難支援者名については、災害対策課で所管しております。現時点ですべてを把握していないということなので、少々お時間をいただきまして、調べてまいります。よろしくお願いします。

【和田部会長】

いかがでしょうか。

【鈴木(真)委員】

はい。ありがとうございました。

【和田部会長】

よろしいですか。 それでは、ほかの方、ご意見がございましたら、どうぞ。 どうぞ、村上委員。

【村上委員】

老人会の村上と申します。

資料を見まして、私は、認知症の人のグループホームというのはよくわかるんですけれども、ここに載っているグループホーム、入所希望者が非常に多いというのが載っていましたけれども、私、足立区はグループホームが幾つあるのか知らないんですよ。それは幾つぐらいあるんですか。皆さん、希望しても入れないというのであれば、そうやって施設がうんと足りないのか、その辺ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

足立区のグループホームに入ってらっしゃる方は、約250人程度でございます。知的の方、精神の方、中には身体の方がいらっしゃいます。

現在、国は目標を定め地域移行を進めています。地域移行を進めるためには、住まいの場を確保する必要があり、グループホームは大変重要な役割を果たしております。

【和田部会長】

よろしいでしょうか。

【村上委員】

それで、グループホームがどの辺にあるのか、一切わからないんですよ。それで、一般の方は、知的障がい者、精神障がい者のグループホームがどの辺にあるかって、知っている方いらしゃいますか。私、一切知らないんですよ。だから、こういうのもやっぱりもう少し知らせてもらえれば、また違ったほうの見方があると思いますけれども。

【和田部会長】

ありがとうございます。

これから進めていただくときに、そういう区民の方に情報提供をしっかりして、こういうところにこういうのがあるんだということがわかるようにしてほしいということ、これはご要望として受けとめておきたいと思います。 はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

現在、グループホームは一般の住宅と同じような形になっています。今後、障がい福祉施策を広報する時など何らかの形でお知らせするようにしたいと思います。

【和田部会長】

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【奥野委員】

今回、膨大な資料をたくさんご用意いただきまして、ありがとうございました。

今の説明をお伺いしている中で、具体的にこの膨大な障がい者計画とか障がい福祉計画は、庁内で設置された機関でつくられたというような説明があったと思うんですけど、実際には、今後のスケジュールの予定という中に、12月16日、明日でしょうか、「足立区地域自立支援協議会へ報告」というのが出てくるんですけれども、私の感覚からする

と、本来、地域自立支援協議会等でつくったものがこちらに上がってくるという感覚を 持っていたんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

【浅香障がい福祉課長】

この計画は、庁内の検討委員会で検討し作成しました。また、奥野委員のおっしゃる とおりだと思いますが、今回は、日程の関係で本日が専門部会、明日が自立支援協議会 となってしまいました。

【和田部会長】

どうぞ。

【奥野委員】

基本的なところで、足立区の中では障がい者福祉の対策というのは頑張っていらっしゃると思うんですけれども、実際には、いわゆる区の、行政の中でつくっていくというよりは、やはり障がい当事者とかいろいろな分野の方たちの協議の中で、本当にニーズに合ったものをつくっていくということが一番重要だな、というふうに思っています。何となく足立区の場合はちょっと反対になっているかなというような感じが、日ごろ思っていたということがあって、そのような質問をさせていただきました。

実際には、地域自立支援協議会の組織等についてはこの後に出てくるので、これから また説明があると見てよろしいでしょうか。

【和田部会長】

どうですか。はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

今回、専門部会でご審議いただきまして、明日、自立支援協議会で審議いただきます。 その後、パブリックコメントを行いご意見いただきまして、再度、来年2月、この専門 部会でご審議いただく予定です。

この計画を策定するに当たっては、障がい者を対象にアンケートや障がい者団体等からのご意見を聞いております。

自立支援協議会においてもご意見をいただきますが、まだまだ不十分な点があります ので、今後、自立支援協議会の強化をしてきます。

【奥野委員】

はい。ありがとうございました。

【和田部会長】

よろしいですか。 ほかにいかがでしょうか。 どうぞ、小川委員。

【小川委員】

介護サービス事業者連絡協議会の小川でございます。

相談支援体制の充実のところで、基幹相談支援センター……

【和田部会長】

何ページですか。

【小川委員】

資料1-1でいくと4ページの2)、それから資料1-2でいくと18ページの中ほど、課題1、施策の方向の2行目ですね。こちらに基幹相談支援センターとありますけれども、こちらの規模とか職種、人員の配置はどういったものを想定されているかということと、それから、その下に行って、「指定特定相談支援事業者等と連携」とありますけれども、この事業者というのはどういったもので、連携というのはどういった連携を想定されているのかというのを伺ってよろしいでしょうか。

【和田部会長】

では、お願いします。

【浅香障がい福祉課長】

まず、基幹相談支援センターでございますが、24年度から障がい福祉センターがこの 役割を担うということになります。人員等の体制は、今後検討していきます。

指定一般相談事業所は、24年度は10カ所の予定しており、東京都が指定します。保健 総合センター5カ所、障がい福祉センター、民間の事業者を予定しております。

サービス支援プランを作成する指定特定相談支援事業所は、24年度25カ所予定しており、こちらは区が指定を行います。困難ケースや複雑なケースなどは、区と連携をしながら問題を解決していき、民間事業所との連携を強化していきます。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【小川委員】

民間の事業所というふうに言われましたけれども、こちらはどういった形で選定をされていくというのはもう決まっていますでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

今、法人等と相談をしています。事業所指定をするに当たりましては、国から詳細が示されていませんので、報酬単価など詳細が示されてから指定の事務を進めます。相談支援事業所ですが、法人格を持っていることと、5年以上相談業務をやっている、という条件が示されております。

【和田部会長】

よろしいですか。はい。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【奥野委員】

奥野です。全体的なところで私が感じますのは、障がいのある方がこの区の中で住んでいくための、いろんな支援サービスを充実させようという方向が見えてきますけれども、実際には、障がいのある方が今のままの能力のままで、いつも支援を受けながら生活していくということだけではなくて、本人自身ができることをふやすというような、自立度を高めるとか、それからQOLの高い生活をできるようにするとか、またはより働けるようにするというような意味でも、リハビリテーションの部分が非常に薄いなという気がするんですね。

これは、足立区だけではなくて、国の全体の方向においても私は最近非常に感じるんですけれども、支援サービスは十分に提供しようというような方向に進んでいますけれども、その前に、やはりできることをふやしていくというようなリハビリテーション、機能訓練とか生活訓練とか、それから就職につけるための職業リハビリテーション、そのあたりが全体としてもこの足立区の計画の中では弱いなという気がしているんですけど、そのあたりについてはいかがでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

委員がおっしゃるとおりだと思います。リハビリテーションという言葉自体は書かれておりませんが、生活介護や自立訓練、それぞれの施設で、今よりもできることを増やすという考えで訓練を実施しております。また、就労関係も、就労移行支援、B型、A型、といろいろなステップを踏んで一般企業につなげるための訓練をしています。

【奥野委員】

はい。ありがとうございました。

【和田部会長】

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【あかし委員】

区議会のあかしでございます。2点ほどお伺いしたいと思います。

まさに相談業務をしっかりとやっていこうというのが大きな目玉かというふうにも思ったりもしますが、その中で、この資料の中の26ページの2-5-8のところで、発達支援センター。今まさに、小さいお子さんから、また、この発達障がいというものがわからずして大人になってしまって、いろんな社会の中で生き方が困難なケースもたくさんあるという現状の中で、やっとまさにこの自立支援法の中に発達障がいを含めた障がいということで、一緒に組み入れることができるようになってきました。本当にいいことだなというふうに思うんですが。

ですから、遅れてきただけに早急にやらなければいけないということで、ここに24年度のセンターの目標3カ所、そして、支援事業所5カ所ということなんです。実際にもうあと1年間でこれだけつくるというのは現実には不可能なんですが、今の状況と、あと、この目標について、達成できる目算というのは今のところあるんでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

まず、児童発達支援センターは、区の施設である障がい福祉センター、都の施設、民間の施設の3カ所を予定しております。現在の施設がこのまま移行します。

次に、児童発達支援事業所については25カ所です。これは、現在の児童デイサービス (今度、放課後デイサービスになります)が移行します。現在4カ所で、12月に1カ所 できましたので、5カ所あります。で、24年度も同様です。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【あかし委員】

そうしますと、あしすとと、東京都の世田谷にあるものと、あと民間は恐らく、うめだあけぼの学園さんというと、これはもう今現在達成しているというふうに思うんですけれど、24年度は今ある3つの施設の充実をさせるという考え方なんでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

そうです。もう一つ、都の施設は北療育センターです。

【あかし委員】

わかりました。もう1点ですが、54ページの7-4-2、今度3月の11日を迎えて、 やはりこういった事業継続計画というのが非常に大切になってくると思います。今、高 齢者の分野でも、この事業継続計画をしっかりとしていかなくてはならないのですが、 今現在、このBCPを実行できている施設というのはあるんでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

現在、大きい法人については、BCPを作成しておりますが、まだまだ十分とは言えないというところがありますので、充実させていきたいと考えています。

その他の小さい法人につきましては、まだ作成してないところがありますので指導していきます。

【あかし委員】

わかりました。やっと手に着いたのかなというような感じだと思うんですが、これは 法人任せだとか企業任せというだけではなくて、やはり行政のほうもしっかり現状とい うのがわかっていて、すぐ使えるような形になっているのかという、想定外であったみ たいなことにならないために、これを行っていくんだというように思いますので、どの 辺まで行っているというようなことを、相手任せにするのではなくてしっかりとバック アップをしながら、生きた形でのBCPになるようにお願いしたいというふうに思いま す。

【和田部会長】

よろしいですか。 では、針谷委員。

【針谷委員】

議会選出の針谷でございます。

まず、28ページの移動支援事業・同行援護の問題なんですけれども、これについては、自立支援法に移行するということで、1割負担の問題が若干問題になっているかなと思います。私のほうで具体的に要望されているのは、上限時間がたしか64時間ということになっているかと思うんですが、これをもう少しふやすということの要望が出されているんですけれども、この点についてまずお伺いをしたいなと思っております。

特に1割負担については、これまで無料だったものがかなりの負担になるということで、これについての改善策は考えていらっしゃらないのかどうか。この2点です。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

まず、同行援護の64時間でございますが、これにつきましてはあくまで目安でございますので、個々の状況に応じて、それ以上必要な方については認めている場合があります。この目安については、満足度などを調査して、状況を見ていきたいと思います。

それと、1割負担については、今回の自立支援法に移行後、本人または配偶者の収入によって1割負担が生じたケースが何件かありました。今、障がい施策は非常に変化の大きい時でございますので、現時点で変更することは考えておりません。今後の動向などを見守っていきたいと思います。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【針谷委員】

ぜひ、もとに戻してもらいたいなと思っております。

次に、37ページのグループホームの件なんですが、これについても先ほど来いろいろ要望があるということで、実は私も要望されたのは、予定していたグループホームが、建築基準法上の関係とか消防法の関係でだめになったのが、たしか2年ぐらい前かと思うんですね。

それで、これは毎年、この計画では20戸ぐらいつくるということで、それほど需要があるというふうに私も認識しておるんですけれども、これについては、土地などがないということ、そういう条件のものがなかなかないということで、親の会の皆さんも相当苦労なさっているかと思うんですが、この20戸の計画というのが、たしか24年度は一気に回復をするというようなことだったかと思うんですが、これは順調に運ぶような手だてになっているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

今年度4~5件都に申請したと聞いております。予定どおり設置ができると思います。 今後も、土地の確保が難しいので、一挙に何十カ所も設置するのは難しいですが、今、 法人が地域移行ということでグループホームを建てておりまして、そのノウハウも上が ってきております。グループホームの実施計画もありますので、今後も順調に進むよう に支援をしていきたいと思います。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【針谷委員】

それから、いわゆる発達障がい児の問題で、これはページで何ページだったかあれなんですが、これについて、実際、切れ目ないというか、これからそういう支援が大事かなと私も思います。

それで、特に小学校に上がったときに、特別支援学級の通級などに通うときに、援助者の期限導入があったと思うんですね。それで、やはりこれは、もう少し長期に支援をする必要があるのかなというふうに思うんですが、この期限導入については、もう少しふやすとか、そういうことは考えていらっしゃらないのでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【松野障がい福祉センター所長】

今、私どものほう、就学児さんの支援をさせていただいているところでございますが、 学校に上がったときに、教育部門にバトンタッチをうまくやるようにというふうな努力 をしております。

また、教育に移った場合に、こういった子どもがあるということで、ちょっと今日、 教育委員会のほうが来ておりませんので、お伝えをしていきたいと思っております。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【針谷委員】

もうちょっと具体的に言いますと、例えばアスペルガー症候群などの方が、非常に多動性があって落ち着かない、授業になかなかついていけないというのがありまして、必ず補助員の方がついていらっしゃる必要があるんですが、これは期限のほう見たら、半

年とか1年限りとかいろいろあるんですけれども、やはり低学年児から始まった場合に、そういう1年限りとか半年限りでは、とてもまだ成長の過程の中で補助が弱い、できないということで具体的に要望されていて、私も相談に乗ったことがあるんですけれども、そういうことですのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、聴覚障がい者の要約筆記者派遣事業なんですけれども、これについても、最近は交通事故などで中途で聴覚障がいで耳が聞こえなくなる。そういう方は、やはり手話はできないんですね。小さいころからなっていれば手話はできるんですけれども。やはりこの要約筆記という、パソコンで打ったり、またいろいろな会議は、それを区の行事などは必ず使っているんですけれども、この要約筆記者を区では養成をしていなくて、東京都にお任せという状況だと思うんですけれども、やはり区でも養成をするということが必要じゃないかなと思っているんですが、これについてはいかがでしょう。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

要約筆記の研修については東京都で行っております。今、区で行う予定はありません、状況を見ていきたいと思います。

【和田部会長】

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【柏倉委員】

障がい者団体連合会の柏倉と申します。視力障害者の団体にも属しております。

先ほど、針谷委員ですか、ご質問があった同行援護の64時間の件ですが、回答は回答でよくわかりましたし、以前もそういうご回答をいただいているからよくわかるんですが、実例として、ここ3カ月ぐらいの間ですが、私の知り合いが64時間をオーバーしちゃったために、ある月は2万何がし、二、三日前に電話があったときには3万何がしの自己負担をしたという話があるんですね。

私ども、そうじゃなくて、計画を立てて生活指導等いろいろ説明するんですが、いかんせん七十四、五歳になっておりますので、多少理解力に欠けるところがあろうかと思うので、先ほど課長のほうからご回答があったようなことは、各事業所のいわゆる経営者というか責任者に、個々の問題を取り上げて解決する方法があるんだよということを、ぜひ説明してあげていただけないでしょうかね。

相談があったその人は、私が使っているガイドヘルパーの事業所とは違うものですから、私はあまり交流がないものですからよくわからないんですが、できればそういう事業所の担当者に、区のほうからの情報として、何か相談があった場合にはということをぜひお伝えしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

個々のケースについて個々の事業者さんにお話しすることもできますが、事業所の連絡会で説明していきたいと思います。

【和田部会長】

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

【白石委員】

議会からです。白石です。

37ページのグループホームのところですけれども、各グループホームをつくりたいという法人が区に相談をして、用地を購入したと。現実に設計をして建築課に提出したら、バリアフリー法に引っかかってこの形ではつくれないということで、グループホームを当初8室予定していたのが、バリアフリー法に引っかかって、エレベーターを設置しなくちゃいけない、廊下は何メーター以上なくちゃいけないという形の中で、バリアフリー法をそのまま守っちゃうと、8部屋つくる予定が4部屋しかできない。4部屋では、それ以降の運営はとてもできませんという話があったんだけれども、あれはどうなったんですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

バリアフリー法を全てのグループホームに一律に適用するのではなくて、障がいの程度や種別に合わせて、例えば、知的障がいの方はエレベーターが必要なのかということがありますので、障がいの内容と建物の規模によって、規模が小さいものであれば、建築担当と相談をいたしまして緩和をいたしました。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

私が言ったとおりそれやったんだけどね、それは個々の問題で、これからも一つずつやるのか、それとも、区の方針として区が、宮城県かな、宮城県なんかの場合には、障がいの種類によってバリアフリーを考えましょうよというふうに決定している地方自治体もあるんですよ。

そうしたことがはっきりしないと、今後、その私どもで相談受けた団体は、身体は全く問題がないんで、エレベーターなんか要らないんだと、車いすに乗っている方もほとんどいないんでという話で、あれは一つ個々の問題としては解決したんだけれども、足立区全体としては、今後そういう考え方で、障がいの種類によってバリアフリー法に関係ない宿泊施設ということでいいのかな。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

そのケースを機会にいろいろと見直した結果、障がいの程度、規模によっては、全てのグループホームにエレベーターを設置するということではなく、今後も実施していきます。

【和田部会長】

はい、白石委員、どうぞ。

【白石委員】

これは何回も言っているんですが、足立区の西側については、身体障がいの関係の通 所施設がないという中で、今たまたま足立区の日暮里、舎人新線の駅の近くの都営住宅 が大規模改修をやっているんですね。多分、余剰地が4万平米ぐらい出るだろうという 中で、足立区としてというよりは、身体障がい者の通所施設を運営している法人さんが、 ぜひ西のほうで一つ用地が確保できないだろうかという話があるんだけれども、このこ とについては、どの程度東京都と話をしたんですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

都の余剰地、またはURにつきましては、その候補地があるものについては住宅課を通して話をしております。

通所施設につきましては、年々希望者が増えておりまして、通所施設の整備が必要な 状況であります。委員がおっしゃるとおり西部地区で土地を探すために、各方面に話を しているところでございます。

【和田部会長】

どうぞ。

【白石委員】

各方面に話っていう話じゃないのよ。現実に、江北四丁目で4万平米の余剰地が出る ということははっきりしているんだから、これをどう利用するかについて、区がもっと 積極的に東京都と折衝していくのが当たり前じゃないですかと言っているんです。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

江北四丁目の土地につきましては、余剰地で出ることは聞いておりますので、住宅課を通して、建てたいという希望は申し出ております。

【和田部会長】

いいですか。

【白石委員】

相当強く、東京都に申し入れているというふうに考えていいんですね。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

直接ではございませんけど、住宅課を通して伝えています。

【白石委員】

グループホームをつくるんじゃなくて、通所施設、障がい者のための通所施設をつくるという考え方を、あなたたち障がい福祉課がしっかり持っていれば、何も住宅課を通して通してという話じゃなくて、直接あなたたちが動いたらどうなんですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

障がい福祉課といたしましては、通所施設は必要であると考えておりますので、これから直接東京都と話していきたいと思います。

【和田部会長】

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【鈴木(あ)委員】

区議会の鈴木あきらです。

60ページの就労継続支援(A型)なんですが、これの上から3行目ですけれども、「区内には福祉施設の中にこのA型を設置しているところと、企業が設置しているものと2つのタイプがあります」ということで、この計画を立てているわけでしょうけれども、78ページに、その課題4として載っかっておりますけれども、国は26年度の目標として、「A型事業の割合をA型とB型の合算の3割とする努力をするように示しています」ということなんですが、その言い訳じゃないんでしょうけれども、昨今の不況により新たに設置する企業が少ないというのはわかるんですけれども、この区の努力というのは、これは余り計算しないで、それで26年度の目標は9.5%ということで、ちょっと弱目に出たのかなと思ったんですが、そういう考えでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

現在、A型施設は区内に3カ所あります。今回、国から新たに就労の重点項目が指定されましたので、区としましても今回の計画で、就労関係の整備を重点課題と位置づけ、まず広報活動とか、企業を誘致するように努力をしていきたいと思います。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【鈴木(あ)委員】

企業のほうをあてにしてもなかなか難しいということで考えたときに、区のほうとしてはどういうふうに努力していくのかなと思ったので、それをお伺いしているんです。

【和田部会長】

どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

現時点では、具体的にこうするという案はありませんが、就労には力を入れていきます、何らかの形で考えていきたいと思います。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【西野委員】

今のA型の話でございますけれども、A型というのがほかの施設と全く違いますのは、 雇用関係になります。そうなると、最低賃金の適用がございますので、もちろんこれは、 福祉法人にいたしましても企業にいたしましても、やはりコストの計算はどうしても一 番最初にせざるを得ないということで、これは私どももどんどん進めていきたいという ことで、前から推進はしているところでございますが、積極的に例えば賃金の穴埋めを 私どもがやるという、これもちょっと無理な話でございますので、今後ともPRとか、 それからいろいろな形でのご相談とかというところに力を入れていく。そういうところで、確かにちょっと数は少ないんですけれども、現実的なところで、ここら辺でとりあえずは努めていきたいというところの数字を出させていただいたということでございます。

【和田部会長】

よろしいですか。

【針谷委員】

では、関連して。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【針谷委員】

関連して、48ページに就労支援体制の充実というところで、6-2-5に、保護雇用事業(Jステップ)というのがあります。これは、もちろん今の鈴木委員のありましたA型よりは、賃金にしてもよくはないんですけれども、ただ、社会保険に入ったり年金に入るということができていて、これは非常に区の独自施策として私はすぐれているものだと思うんですが、これは年々やめる方が多いという状況があります。

実際、仕事が、これは区のほとんど公共施設の清掃事業ですので、本来ふやそうと思えばふやせるのに、減っているというのはいかがなものかなというふうに私、前から思っているんですが、これを拡充すべきで、今の経済情勢のもとではこのJステップを拡充をして定員をふやすとか仕事を確保していく中で、こちらのA型についても探究をするというような両にらみでやっていかないと、なかなかいかないんじゃないかなというように思うんですが、いかがでしょうか。

【和田部会長】

はい。

【松野障がい福祉センター所長】

保護雇用のJステップにつきましては、始まった当初はこのA型というようなサービス形態がありませんでしたので、似たようなサービス形態が、指定されたところで徐々にA型のほうに移行するという形で、トータルでは障がい者の方の雇用の機会はそのまま保持しながら、さらにAですとステップアップをもくろんでいるところもございますので、総合的にバランスを見ながら、A型を強化していくようにしていきたいと思っております。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【針谷委員】

私は、A型はもちろん充実させてもらいたいし、国が言うように3割努力しようというのに、9.5%という目標しか設定していないわけですから、当然それができない経済情勢も確かにあるだろうというふうに思うんですね。

この J ステップというのは、区がじかに保護雇用するわけですから、これは経済情勢 云々は要らないわけで、区がその気になれば幾らでも拡充できるし、仕事も、区の公共 施設での清掃事業ですから、これはふやすことは可能だろうと、そちらをふやすべきで はないのかということを言っているんですが、それはできないというご答弁なんですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【松野障がい福祉センター所長】

仕組み自体がちょっと硬直化している部分がありまして、また区から賃金補てんなどをしているようなそういう形態にもなっておりますので、やはりA型のほうに移行していくのが望ましいかと考えております。

【和田部会長】

どうぞ。

【針谷委員】

ちょっとしつこいですが、そういう後退的なことを言っていて、区の障がい者福祉の 公的責任が弱まっていくとすると、やはりこの計画が絵にかいたもちになるようなこと になってしまうので、私はその姿勢はちょっと改めてもらいたい。これ以上やりとりしても同じようなことになってしまう可能性があるので、これは強く要望しておきます。

【和田部会長】

はい、わかりました。はい、どうぞ。

【白石委員】

障がい福祉課長は大分の「太陽の家」をご存じですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

申し訳ありません、存じておりません。

【白石委員】

先日、厚生委員会で大分の「太陽の家」というのを視察をさせていただいたんですが、 足立区であれだけのことをやれと言われると非常に難しいのかなと思いますけれども、 社会福祉法人さんがとても力のある法人なんですね。社会福祉法人と民間企業で半々ず つ出資して、会社をつくっています。

例えばトヨタさんと一緒につくると、トヨタ太陽の家。トヨタ太陽というふうに、トヨタの下請けをそこでやるんですね。そうすると、その従業員も相当数が、半分近くが障がい者なんです。それを雇い入れてやっていると。オムロンとかいろんな、8つぐらい、日本の一流企業と出資し合って子会社をつくって、その子会社が、トヨタとかオムロンとかそうした会社の下請け企業として障がい者を雇っていると。すごい大きな組織で、これができれば障がい者の雇用について相当先に進んでいくのかなと。

ぜひ一度、視察に行ったらいかがですかというふうに思うので、私が行ってきて、また、これだけやるのは大変だったろうというふうに思いますけれども。用地だけでも、200万ぐらい持っているんですかね。大分と京都と名古屋、3カ所に大施設を持っているということでは、施設を歩くだけで大変でしたから。広い立派な施設です。

それで、子会社そのものの成績は非常にいい成績だと。他の同じような子会社と比べても成績は抜群にいいんですということで、働いている人が、せめて税金を払えるようになりたいと言っていましたけどね。ひとつご覧になったらいかがかというふうに思います。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【浅香障がい福祉課長】

就労は本当に重要な問題だと思いますので、研究させていただきたいと思います。

【和田部会長】

じゃ、お願いします。 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

貴重なご意見をいろいろいただきました。計画づくりのプロセスのことについてのご 指摘もありましたし、それから積極的な、できるだけできることをふやしていくという ふうな部分をぜひ重視しようとか、あるいは、今お話がありました就労をめぐってのい ろんな積極的なご意見もありましたので、これらも含めて、この足立区障がい者計画及 び足立区第3期障がい福祉計画中間報告を了承したいと思いますが、ご異議はありませ んでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【和田部会長】

ありがとうございました。それでは、ご異議ないものと認めて、審議事項につきましてはこれで終了させていただきます。

引き続き、報告事項1の「第5期介護保険料に関する国等から新たに示された事項について」から報告事項5の「高齢者実態調査報告書について」までを、一括して中村介護保険課長より説明をお願いいたします。

(中村介護保険課長 資料 2、2-1、2-2、2-3、資料 3、資料 4、4-1、資料 5、5-1、資料 6 説明)

【和田部会長】

ありがとうございました。

それで、報告事項の説明が終了しましたので、では針谷委員から、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間報告について修正意見が出されておりますので、説明をお願いいたします。

【針谷委員】

本日お配りをいたしました追加資料というものをごらんいただきたいと思います。

まず、私のこの修正提案は、介護保険ができまして11年たちました。この間、介護保険制度についてはさまざまな問題が噴き出て、国の社会福祉審議会でもいろんな意見が賛否両論出ております。この中で、私は、何とか保険料を据え置きをして、そして足立区が高齢者にとって本当に住みやすい、そして安心して老後が暮らせる、そういう区にしたいと。

ちょっと大げさですけれども、かつて足立区は、1996年は、24時間のホームヘルプサービスと訪問介護を組み合わせをいたしまして、高齢者介護では23区一という実績を実は上げておりました。そういう点で、当時は高齢者介護は足立区を見習ってというようなラジオ報道までされたということがあります。

そこで、今回は第4期の介護保険料が23区の中でも5番目に高いということで、逆に高齢者の負担が強まってしまっている。そこで、私の提案では、長生きするなら足立区が一番だというふうに言えるような、やはり介護保険制度にしていく必要があるんじゃないかというふうに思いまして、具体的な修正案を出させていただきました。

まず第一は、私のきょう提出いたしました追加資料の2枚目のほうをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、まず1番で介護給付の見込み、これについては、区の資料の2-1ですね、これと差異があります。

それは、区の資料では私も今回、中間報告でつくっておりますので、区が本日出されました事務局案とは若干違うんですけれども、介護報酬、書いて出しているところを基準にしてお話をしたいと思います。

私の、まず保険給付の見込みについては、3年間の総額の給付費は1,258億7,500万というふうに見ました。これはなぜかというと、区の案では毎年6.3%の介護給付が伸びているというようなお話がありますけれども、実際これ、年度ごとに見てみますと、10%伸びて計算をしているのが25年度でございます。ですから、実際に計算をしてみると、平均6.3%ではなくて、もう少し高い試算をしているということで、私はこれはちょっと多目ではないのかなというふうに思っております。

この間、経年10年ほど調べましたところ、足立区の介護給付の伸びで、2%台しか伸びていない年もあるということもありまして、再度私なりに計算をしてみましたところ、この資料に書きましたが、平均4.33%と見積もりました。そうなりますと、1,258億7,500万というふうになりますし、年度別に見ると、このような24年度が398億円余、25年度が421億円余、26年度が438億円余という試算になります。

もちろん私も、また事務局側も、23年度についてはまだ上半期しか終わっていない段階でございますので、私は絶対こっちがまずいとかあっちが正しいとかと言うつもりはございません。ただ、もう少し低く見る必要があるんじゃないか。それは、実際に資料4の介護サービス受給者の数を見ますと、104.9%。ですから、伸び率は実際この上半期では4.9%というふうになっているということでございますので、4%台というので推移をするのではないだろうかという、これは私の推論でございます。

2は、介護保険料の算定プロセスで、私がつくりましたこのAからHまでのものと、事務局案の資料 2-1のAからFはほぼ符合しております。

これは、Aは、私の試算では、先ほど言いましたように1,258億7,500万。そして、そのうち第一号被保険者の負担すべき費用というのはB、これは区の案と同じで、区の案では、この計算ですと288億円になります。私の案では264億円になります。そこから準備基金を投入するということで、若干これは金額が変わっておりますが、当初そういう15億円という情報がありましたので、15億円というのを出しました。ですから、この区の9億円ということになりますと、6億円ぐらいの差が出てまいります。ただ、収納率は同じですので、収納率を掛け合わせて、私の案は258億円、そして区の事務局案は282億円になります。

そこで、一号被保険者全体の1人当たりの年額はこのようになりまして、やはり差異が出てまいります。

この段階で保険料を計算しますと、私の試算で見ても、保険料の値上げはやむなしというような状況で、4,820円という状況になります。

しかしながら、私が先ほど言いましたように、長生きするなら足立区が一番という、このコンセプトに立ちますと、やはりこの値上げを抑えるために、現在、区長会が国の法定負担分の5%の要求を国にしております。また、区議会も全会一致でこれは意見書を、第3回定例会で皆さんで上げました。この国の負担分を、法定負担分のとおり5%負担してほしいと。

これは、国が見送られておりますので、国が支給しない間、区がこの5%の負担分を3年間負担をするという、これは一時的なあくまでも緊急避難的な対応と言わざるを得ませんが、それでも年10億円で済むということでございますので、これを投入をいたしますと、基本的には4,260円という試算が成り立ちます。

ただ、この介護報酬の改定がこれに加味をされますと、どうしても上がるという関係がありますので、仮にそうなったとしても保険料の値上げにならないような方法をということで、若干、区の一般会計からの投入が生まれるかもしれません。

そこで、もう一つの問題、考え方としては、介護保険に算入されている介護の地域支援事業のうち、高齢者健診が介護保険になぜか入っている。それから、紙おむつ支給事業も入っている。一部、全部じゃありませんけれども、入っている。こういう、介護保険に本来算入をされるのはいかがなものかというふうに私は思っておりまして、特に健診制度については、保険外の一般、いわゆる福祉施策というか保健衛生施策として見るべきであるというふうに考えますので、この点については、本来介護保険会計で見るべきでない高齢者福祉施策を介護保険の外へ出すという計算も実はしようというふうに考えています。

そして、それだけの財源はあるのかということで、資料を本日お配りをいたしました。これは足立区の財政報告書、22年度の決算の報告書でございますけれども、現在、特定目的基金が積立金として1,082億円ある。この1,082億円はそれぞれ目的がありますので、全部すぐに使えるということではありませんけれども、少なくとも財政調整基金と減債基金についてはすぐに使える可能性が高い。財調基金はすぐに使えますけれども、減債基金については条例上一度、使う場合には借りるというか、運用するということで、これは利率などを決めて議会の承認を求めるということはありますけれども、この運用ができますので、約1,082億円のうち特定基金ではあっても、使えるお金は430億円ほどあるということでございますので、このほんの一部を、わずか数%、10%にも満たない金額を、30億ですので仮に投入したとしても、400億あるということであれば、緊急避難的な3年間の介護保険料の値上げをしないで済むという論拠にはなるのではないかということでございます。私の提案は以上です。

【和田部会長】

ありがとうございました。

今、一つは、針谷委員からの中間報告についての説明がありました。それから、その前に、それぞれ足立区からの報告もございましたので、少し各委員からのご意見、ご質問をいただきたいと思います。

数字が固まっていないところがいろいろあるということで説明もいただきましたので、 もしあれだったら、今、針谷委員の数字を挙げての説明がありましたので、行政のほう で……

【白石委員】

いいですか、一つ。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

針谷委員の意見は意見としてわかるんですが、まず、23年度の現在の上半期の実績については、当初よりやや低目だったという答えをいただいているんですが、下半期に入って実績というのは上がっていますよと、当初よりも上がっているんじゃないのかとい

うような話が出ているんだけど、それは区のほうとしてはどういうふうに思っているんですか。考えてみて、どうなんですか、実際。

【中村介護保険課長】

資料4の報告でございますけれども、先ほどの説明で、上半期の要介護認定者が中間報告の推計よりも多いということを申し上げました。ただ、その方々がサービスの利用にまで結びついていない状況ですが、ただ、上半期のうち9月の最後は5.9%給付費が伸びていますので、これから下半期は、恐らくこの5.1という数値よりももっと高い給付費の伸びを示すだろうと思います。

【和田部会長】

それで、今、針谷委員から数字を挙げての提案がございましたので、課長、もし何か 行政のほうで積算していたりしていてコメントがあるんだったら、ちょっと今、議論を してくれると。意見を出していただければと思うんですが。

【中村介護保険課長】

では、私から、繰り返しになるかもしれませんけれども、中間報告についてのご説明をいたします。

まず1点目で、保険給付費につきまして4.33%という伸びを見込むべきとのご意見をいただいております。

中間報告のとき、どのように判断をしたかというところを説明いたしますと、席上に冊子をお配りしておりますが、給付費の伸びというのは、中間報告の20ページに折れ線グラフで示させていただいています。20ページの下の表に、2の保険給付の状況という表で示させていただいています。これは第3期、平成18年から20年度までと、第4期、21年から23年の期間、これを掲載しております。

例えば第3期の時期でございますけれども、先ほど針谷委員のほうから、一番低いときで2%台の伸びということがあります。それは、確かに平成19年度から20年度にかけましては2.1%の伸びでございます。ただ、これは、この期間に非常に大きな不正受給がありまして、2億円強の返還を求めた時期があります。そのため、給付は数値上2.1%しかふえていないんですが、実態としてはやはり4%程度、給付は伸びていたというふうに考えています。

第3期は大体4%から5%の伸びを示しておりましたが、ただ、21年度以降の第4期については、20年度から21年度で10.5%の伸び、21年度から22年の間で6.3%の伸びということでございまして、中間報告の推計では直近の実績が固まっているところでの伸び率6.3%を使わせていただきました。

過去の給付費の推移を勘案するときに、第3期の伸びというのは余り参考にならないだろうというふうに私は見ておりまして、第4期の伸びを重視すべきと考えています。それから2つ目として、この自然の伸びという増加要因だけではなく、第5期は施設の整備も多くなっています。先ほど、25年度に伸びが大きいというお話がありましたけれども、この時期は施設整備が一番集中している時期でございまして、試算上、金額が大きくなっています。同じ中間報告の24ページに施設整備の計画がございますが、25年度、特養を550床、老健を374床、1,000まではいきませんけれども、920床ほど整備する。それがございますので、自然増を超える給付の伸びをこの時期試算に加えさせていただいています。そういったことがございますので、4.3%の伸びで計算すると、事務局としましてはかなり厳しいといいますか、資金ショートする可能性が非常に高いというふうに考えております。中間報告では施設整備による伸びと、それから自然増6.3%を合わせて、今の介護保険料の試算をしておりますので、年度により伸び率が異なりますが、それほど多額な金額を見積もったというものではないというふうに考えております。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

基本的に区の考え方として、針谷委員は一般財源で補充してもいたし方ないというようなご意見らしいですが、自由民主党としては、介護保険特別会計は、この会計の中で当然、収入の収支、歳出歳入を合わせていくべきだと。一般区民の財源をここに投入するということについては、自由民主党としては反対ですという考え方を持っているわけですね。

国保の例を出したら悪いんですけれども、国保はかつて黒字だったんですね。国保は大変黒字で、一時は保養所までつくったんだけれども、あっという間に赤字になって、今や一般財源から100億を出すような形になっているんですね。

これ以上、こうした特別会計の中に一般財源を投入するということは、とても足立区 の今の体力からいったら無理だという考え方を私たちは持っているんだけれども、この ことについては、執行機関側はどういうふうに考えているか。

【中村介護保険課長】

事務局側としましても、まずこの介護保険制度の趣旨、それぞれの自治体が負担すべき率、法律で決まった率がございますので、それ以上の支出をするということは、制度上は想定していません。

そういったところの、国からの指導もございますし、区としましてもやはり、決まった分の負担は当然と思いますけれども、それ以上、一般財源から出すということ自体は、 やはり法の趣旨から考えても困難だというふうに考えております。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

世間一般では、税金から投入していないような言い方を現実にしている人たちもいるわけですよ。ところが、介護保険については、50%は税金を使ってやっているんです。そのうちの12.5%は区民税から出しているわけですから、これ以上出すということは、これはとても足立区の体力からいったら無理なんだというふうに私たちは考えているわけですね。

ですから、そういう意味では、値上げ賛成だという気持ちは一つもないんですけれども、保険制度を安定的に運営していくには値上げせざるを得ないということについては、ぜひ区民の皆さん方にご理解をしていただかなければいけないと。そのための努力というのがどうもまだ執行機関側に、そのための努力がちょっと少ないのかなという気はするんですね。そういう努力をこれからどうやってしていくんですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

今、介護報酬の検討が国で行われておりますけれども、それが明らかになった時点で、 介護保険制度、それから第5期に向けての説明責任を果たす意味でも、広報で広く区民 の皆様に説明するように準備をしているところでございます。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【白石委員】

資料2-1のところに、報酬改定なし、2%、3%、5%という形で報酬改定があったときにはこうなりますというふうなことで、国がはっきりしたことを全く言わないわけですから、これが本当はわからないということですが、この部会でも審議会でも、たびたび、特養の施設側の委員から、とても今の介護報酬では従業員は集まりませんよと。ですから、もう少しでも高くしてほしいという考え方を何度も言われて、私どもも、確かに一般の労働者と比べると、介護保険従事者については給料が安過ぎるというふうに思っているんですよね。

そうすると、介護報酬改定なしという考え方は基本的にはないんじゃないかというふ うに思うんだけど、さっきちらっと聞いたのは、介護報酬改定ないような感じで言いま せんでしたか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

改定なしはあり得ないと思う、という意味です。

【白石委員】

ああ、なしはあり得ないということだったのか。

【中村介護保険課長】

はい。介護報酬改定なしから積算するので、一応お示ししただけです。

【白石委員】

なしはあり得ない。じゃ、一般的に考えたら必ず改定されるよという場合に、それじゃ、今より何%ぐらいと言っても無理だろうけれども、何%ぐらいですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

はっきりは申し上げられませんが、少なくとも処遇改善交付金という直接施設に払われている交付金は、介護報酬に換算すると2%程度と聞いておりますので、それが介護報酬に入ると考えると、2%以下はあり得ないというふうに考えています。

【針谷委員】

いいですか。

【和田部会長】

どうぞ。

【針谷委員】

私は、この介護保険制度そのものの欠陥がありますので、高齢者の数がふえたり給付がふえれば、自動装置として保険料が上がるというこの仕組み、これを打ち破るのは、本来国が介護保険制度をつくったときに、介護の社会化と言って、権利性をうたったりいろんな、国民にとってはすばらしいことがいっぱいあるじゃないですか、やっていることは全然違うという状況になっていますので、私のこの修正提案というのは、ある意味国の社会保障責任と財源保証責任を求める一矢をこの足立区が投げようじゃないかという提案でございます。

したがって、先ほど当初から言いましたけれども、この4.33%が必ずしも私は絶対正しいと言っているわけではなくて、そういう計算も成り立つであろうと。ただ、どうしても必要ならば、一般財源の投入をしてでも、この介護保険の矛盾解決、いわゆる国の国庫負担分の引き上げを求めなければこれは解決しません。だれがやろうと、それこそ、先ほど政党の名前が出ましたけれども、自由民主党がやろうとだれがやろうと、この介護保険制度はそういう矛盾をもともと持っているわけですから、国の社会保障責任と財源保証責任を求めるという点で、私は、とりあえず運営主体である区が一般財源を投入しても、この制度を守る。

そして、例えば港区が、今度の介護保険の改定について7つの提言というのを出しておりますよね。やっぱりその中でも、この国の負担をふやしてほしいということで非常に大胆なことを言っておりますし、また、かつて第3期のときですが、浦安市が、やはり国が調整交付金を満額出さないので、市が独自に一般会計から投入して保険料の値上げを抑えるということもやりましたし、私、実は厚生労働省に先月行ってまいりました。それで、国は一般会計投入は認めないみたいなことを言っているけど、どうなんだというので、担当の方は「それは入れても結構ですよ」ということはおっしゃっています。「ただし、その後、財政が大変になるかもしれませんね」という言い方をしていましたけれども。

私の提案は、少なくともこの第5期の介護保険の値上げを抑えるために、先ほど言ったように、区の財政がピンチになるような状況に、今、足立区はありません。1,082億円の基金があり、かつ、すぐに使えるお金が400億ある。400億のうち、その30億を投入するという提案でございますので、これですぐ財政がとん挫してしまうとか、介護保険制度がうまくいかなくなるというようなことは私はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【和田部会長】

きょう結論を出すわけではありませんので、どうぞご意見をいろいろ言っていただければと思います。どうぞ。

【奥野委員】

皆様、高度な議論をしていらっしゃって、私は素人的な感覚でちょっと話させていただきたいんですけれども、身近なところで、例えば介護保険の保険料を払って、「これだけ毎月私、払っているのに、何のサービスも利用してないのよ」というような形で、「サービスを利用しなきゃ損よね」というような議論があったり、また、すごく身近なところで、要介護認定を受けて要介護1とかになった方のところに、業者が来られたと

きに、「おたくの場合は住宅改造に20万まで使えますから、これとこれと改造してはどうですか。」とか、「1年に10万まで使えるから、これとこれを買うといいですよ。そして、あなたのところの負担金は、1万円だけですよ」というような形で、業者がサービスの利用をすすめます。

この辺あたりがやはり、介護保険制度が1割負担というところの根本から来ていることだと思いますが、実際に区民が、これぐらいサービスを利用するとこれだけかかるから、これだけ介護保険料が上がっていくんですよというようなことを、本当にみんな知っているんだろうかと思います。必要なサービスはもちろん利用していくのでいいのですが、市場原理の中で、業者の方がどんどん使えるような言い方をしていく現実は、やはり私は身近なところで見ていますけれども、そういうところに対する何らかの区としての、きちんと市民に広報していくというようなことは必要ないのでしょうか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

今、貴重なご意見いただいたと思いますが、やはり区民の方々にも、介護保険制度がこういったサービスを使うことで、サービスを充実する一方で保険料がこれだけ上がりますということのご理解がいただけていないのは、我々の努力が足らなかったというふうに認識しております。もう一つ、やはり実際にサービスの提供を受けるときには、ケアマネジャーの方がかかわるケースがほとんどでございますので、ケアマネジャーのプランが適正に作成されているというチェックも、これは保険者としてすごく重要な仕事でございます。非常に多くのケアプランがある中で一斉に全部できませんけれども、少しずつ、問題がありそうなプランをきちっと適正なプランに変えていく、そういったことの努力を今後引き続きやっていきたいというように考えています。

【和田部会長】

ほかにありますか。どうぞ。

【小川委員】

事業者連絡協議会の小川です。

今、奥野副部会長のほうからお話がありましたけれども、事業者のほうの介護保険の給付費ですね、かなり膨らんでいるということで、健全化ということで行政の方もかなり動かれていて、事業者の中も、どんどん使えという事業者も中にはあるように伺っています。ただ、私どもの会、今、会員数は450ぐらいありますけれども、恐らく会員の中ではそういった事業者はいないんじゃないかと。仮にいたとしてもごくわずかということが、まず1点ですね。

それから、どんどん使えと言って使えるかというと、恐らく在宅サービスの中で、「あなた、じゃ、要介護5だから、37万何がし目いっぱい使いなさいよ」といって使えるサービスでもありませんので、今、介護保険課長のほうからもありましたように、ケアマネジャーがしっかりとプランを立てて、その上でサービス提供をしております。

恐らく、奥野委員のお話だと、償還払いの中で住宅改修なんかは目いっぱい使えて2万円で済むから使いなさいよというのは、以前によく聞いた話では確かにあります。事業者の中にも自助努力ということで、我々の中でそういった、悪質かどうかはわからないですけれども、不要なサービスを際限なく提供するというところは、割と話として出てきますし、そういった事業者は淘汰されているというふうな現状があるというふうに認識しています。

ですから、我々のほうも、そういった話が出てこないように十分に注意して、業者間の中でも対応していきたいというふうに考えています。

それから、介護保険料に関してですけれども、例えば報酬改定2%で5,610円になって、現行でいくと4,300円ぐらいでしょうかね、計算すれば。そうすると、恐らく1,300円ぐらいは単純に上がると。

ご利用者の中で、週1回の生活援助を使っていて、月に四、五回の利用で何とかご自身の生活を保たれているという方、いらっしゃいます。生活保護の方であれば、それほど心配ない部分もありますけれども、本当に年金で爪に灯をともして生活されているような方ですと、介護保険料1,300円上がるのであれば、週2回のサービスを1回に減らすとか、あるいは週1回のサービスをもうやめようという方も出てきますので、そうする

と、そういった方たちのご不便というのが出てくると、介護保険そのもの、制度そのものの趣旨から外れてしまうということがまず一つと。

あとは、逆に言うと、今までサービスを使っていた方が、介護保険料を払うので精いっぱいになってくる。サービスが使えなくなれば、サービスの利用数というのが減ってくると思いますので、全体的な給付費も減る可能性が出てくるということもあると思います。

そのあたりも当然、検討材料としてされていると思うんですけれども、そのあたりも考慮していただいて、万が一、使いたいけど使えないという方が出たときは、保険料を上げざるを得ない状況になったときに、サービスを2回使っていたのを1回に減らす、あるいは1回使っていたのをもう使えないという方たちが出てしまわないように、そのあたりのフォローというのも、ぜひ検討材料の一つとして考えていっていただければと思います。

【和田部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今のようなご意見をいろいろ出していただければと思います。どうぞ。

【中村介護保険課長】

今のお話の、今の保険料の試算は基準額を想定しての試算でございまして、段階が3段階になって、1段下がるごとに料率が下がります。例えば第1段階になると0.5、第2段階は0.58ですけれども、半分ぐらいになると、例えば1,000円だったものが500円にもちろんなりますし、あと、ここにはまだ書いてございませんけれども、この5期も保険料の軽減措置をやるつもりでおります。そういった意味で、例えば第3段階の方で、収入、預貯金が少ない方については、第2段階相当の料率になるように軽減措置を足立区でつくりますので、それは今後、実施する予定でございます。

そういった意味では、ダイレクトに保険料の上昇分が低所得者の方にも全部かかっていくというものではなく、それはそれなりの配慮をさせていただいているということをまずご理解いただければと思います。

【和田部会長】

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【あかし委員】

今のいろんなお話、針谷委員の提言等も聞いておりまして、確かに保険料、この4,260円、それから現行からかなり落ちますよというようなこの情報というのも、ある意味では、私どもとしてはありがたいことではあるんですが、ただ、これが、もしこのような一般財源を投入したり、こういった厳しい情勢の中でこういう金額的なところを出してしまって、それをもし、そうだそうだというふうになってしまうと、非常にこれからの介護保険料、しっかり使っていかなければ生活が成り立たない方たちにとっては、ちょっとどうなのかなという。貴重な情報ではあるんですが、やはり現状に即した状況でないといけないのかなというふうにも、私は聞いていて、確かに今のよりも下がるというといけないのかなというふうにも、私は聞いていて、確かに今のよりも下がるというとは、こんなありがたいことはないんですけれど、ただ、今のこの高齢社会の中で、サービスを、言うなれば使いたいけど使うことができないというようなことにならないためには、やはり一定の適正な計画というのがあろう、というふうに思うんです。

まだまだ、1月の大体終わりぐらいにしか、この報酬、パーセンテージも出てこないというような状況ですから、他区も、今回、足立区は比較的早くこのお金のほうを提示したんです。他区はそれを見ておりまして、もうこれ以上出せないということで出し惜しみをしている他区の状況もありますけれども、一般紙なんかを見ますと、やはり足立と同じような、現在の自治体においては、やはり5,500円以上出すと、非常にやっぱり生活が厳しかろうというような情報もあります。ですから、やはりこの辺は、厳しい査定をすることも大事ですけれども、これが今度第6期にはね上がってはいけませんので、できれば他区の情報もしっかり鑑みながら、やはりこの一つの提言でもあります。

ですから、できるだけ赤字は出したくないので、ある程度、ちょっと膨らませた数字の中で計算もしてこようかとは思いますけれども、できれば他区の情報をしっかり教えていただきながら、ただ、第6期が厳しくならないようにということも、私達は、次の審議会の中で考えていかなければいけないだろうなというふうに、今の話を聞いて思いましたので、その辺また介護保険課も検討していただければと思います。

もう1点、これ、話が金額の方向ばっかりに行ってしまったので、せっかく出していただいたこの情報の中で、介護サービス別保険給付費というのがありまして、いろんなサービス、居宅でみるとか施設でみるとかという中で、この数年見ておりましたら、通所介護のところが、非常に伸びてきているような気がいたします。

ですから、サービスの抑制をしようということではなくて、なぜこの数年間でこの通 所介護が非常に伸びてきているのかということを、区のほうは状況を、その実態を知っ ているかと思いますが、その諸条件というのは何なのか教えていただければと思うんで すが。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

確かに、事業所として一番伸びているのが通所介護かと思います。通所介護は、在宅生活をしていく上で、ご家族の方のレスパイトが可能な部分もあり、需要も多いので、業者が多いということがございます。それとともに、やはり施設整備も非常にしやすいという点でございますとか、それから通所だけじゃなくて、そこに宿泊を独自サービスで実施するような事業所も展開しているとか、そういったところで事業所数がふえていて、実際の給付も伸びているというふうに理解しています。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【あかし委員】

民間の方たちがやってくださっているサービスですので、この抑制というのはできないかと思いますが、ただ、やっぱり適正という部分では、認可が東京都にあるものですから、足立の実態に即してこういったものが許可されているというところには至っていないところもあるんですけれども、こういったところを区としても、今の介護度の状況であったり、足立区の状況であったり、もろもろのことを鑑みて東京都に申請して、それを許可する段階において、何らかの形でアドバイスをしていかないと、やはり下手な掘り起こしになってしまうと、適正なサービスを提供しているとは言い難いというふうに思うんですけれども、その辺はいかがですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

通所介護は、委員のおっしゃるとおりで、地域密着型の事業ではございませんので、 都のほうで指定をすれば事業所のほうは開設いたします。

区も実地指導をやっており、開設後に指導することはできるんですけれども、実際、事業所をオープンするに当たっては、基準に該当していれば東京都の指定が下りるということで、なかなか事前規制というのは、介護施設でない限り、居宅サービスに関しては今のところできないというのが現状でございます。区もその辺どのように対応をしたらいいか、居宅についてもそういった区の計画にのっとった形で規制ができるように法整備されれば、そういった計画づくりをするんですが、今のところそれが担保されていませんので、いかんとも手の出しようがないという状況でございます。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【あかし委員】

恐らく足立区だけじゃなくて、他区もそうだというふうに思うんです。そうしたならば、介護保険課長会とかそういったところで、他区の状況とすり合わせをしながら、都に、そういった許可する場合において本当にしっかりと見ていただいて、バランスをとっていただきたいというような要望はできないんですか。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【中村介護保険課長】

23区の課長会の中で検討した上でさせていただきたいというように考えています。

【あかし委員】

ぜひお願いします。

【和田部会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【古性委員】

介護保険料についてなんですが、ご存じのとおり、この介護保険制度がスタートして11年になります。報道等で、ご存じのように、この10年間で給付額がちょうど倍になっているんですね。3.7兆円から7.8兆円。これからの予測では、13年には19兆円になるということですから、黙っても給付金は上がってしまうわけですので、それに対応するような保険料を設定していかなければ、この制度そのものが成り立たなくなるということがあります。

3年前、実は500円ほど上げるということで進めていったんですが、政治的判断でなしにしました。それは、保険料は上がらなかったということで喜んでいただいた方が多いかと思うんですが、結果的に今回の値上げに反映をしてしまうことになります。

ですから、今回の保険料については、6期に余り影響を与えないというような、そのあたりのものにしていかなければいけないと思いますので、各委員の皆様方には、ぜひそういうご理解をしていただければありがたいと思います。

【和田部会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【針谷委員】

私の修正意見の3つ目を言うのを忘れてしまいまして、すみません。

(2) の保険料のあり方、3ページをお開きいただきたいと思うんですが、段階区分の多段階化ということで、事務局案では、10段階に2段階を設定して12段階としますということになっておりますけれども、私の修正提案は、保険料の増額を勘案するため、特に低所得者の方の保険料の増額を勘案するために、さらに12段階よりも応能負担原則を広げる手だてを考えてほしいということで、具体的なことは言っておりませんが、考え方は理解いただけると思います。よろしくお願いします。

【和田部会長】

はい。よろしいでしょうか。 ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

【白石委員】

どちらにしても、足立区で例えば特養を希望されて待機しているという。待機というと、待機児ばっかり、保育園ばっかりが問題になっているんですが、実際には、特養で待機している人のほうがもっとつらいんですね。もう現実には、申し込んでいるだけの数から言えば4,000人近い人たちがいて、入所が適当だと言われる人たちが千四、五百いるわけです。この人たちが待機させられているわけですね。それを何とか解消したいということで、足立区では第5期のうちに特養を1,000床増加させようと、保健施設も500床以上増加させようとしているわけですよ。そうすれば、当然そこを利用する人たちの負担は介護保険でやらざるを得ない、保険料で。

というふうに私は思っておりますし、かつて介護が措置されていた時代には、足立区で2,000人ぐらいしかいなかった。この制度ができ上がって、2万を超える人数が利用されているわけですね。私の親も一時期、半年ぐらい使わせていただきましたし、私の同級生なんかも、50万ぐらい払って、措置の時代に。収入があるものだから、措置されないんですね。月に50万ぐらい払って、どうしようかと。この制度ができたおかげで、月3万円ちょっとで済むと。こんないい制度はないと言って本当に喜んでいるんですね。

ですから、そういう意味から言えば、私はもう10段階の一番高い介護保険を払っております。6年間、約60何万払い続けたけど、1回も利用したことないんですね。このお金はそういう人たちのところに行っているんだと思えば、元気でいたほうがいいなというふうに思っているんですが、どちらにしても1割しか本人は負担していないわけですから、あとの9割は税金と保険料で負担しているんだということを考えたら、やはり値上げも仕方ないのかなと。

保険があって介護なしじゃ、だれも保険を払う人はいませんからね。やはり保険料を払って、必要になればしっかり介護をしていただけるという社会が安心して住める社会なんだから、その辺のことについてやはりコンセンサスをしっかりとっていただきたいというふうに思います。

【和田部会長】

ありがとうございました。まだご意見はいろいろあるかと思いますけれども、このあたりで議事を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

きょうは、資料と・・・。

【鈴木(あ)委員】

一ついいですか、最後に。

【和田部会長】

はい、どうぞ。

【鈴木(あ)委員】

前回もお話ししたんですが、収納率の関係で、96.5というのがありまして、それを計算すると、今回のこれで計算しても月額190円になりますので、2.7倍もかかる人は毎月500円を、払っていない人のために払っているという実態があります。滞納処分の強化が、強い何か財産の差し押さえとか、そういうところに努力しないことには、そんな初めから96.5でいいよという話で計算されているとすれば、当然、不満に思う人もかなりいるんじゃないかというふうに思っていますので、意見だけ言っておきます。

【和田部会長】

ありがとうございました。

きょうは、いろんな側面からご意見をいただいて大変よかったというふうに思います。 次回、今度はデータも決まったものが出てきて、そこでさらに議論を深めていきたい というふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ご協力ありがと うございました。

事務局から連絡がございますので、しばらくお待ちください。